

岐阜県内共第 39 号及び第 40 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、高原川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 39 号及び第 40 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、いわな、にじます、うぐい、あじめどじょう、よしのぼり及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、第 13 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 9 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、疑似餌釣り（ルアー・フライ・テンカラ）でカエシのない（バーブレス）シングルフック 1 本を使用した竿釣り以外の漁具・漁法により採捕してはならない。この場合においては、採捕した魚種の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ	蒲田川道観松砂防堰堤上流端から下流、たから流路工第 5 床固工下流端までの区域	3 月 1 日午前 5 時から 9 月 9 日まで

(漁具・漁法の制限)

第 4 条 遊漁による漁具・漁法は、手釣り・竿釣り（餌釣り、毛鉤釣り、ルアー釣り、あゆ友釣り（リールを用いた鮎ルアーの使用を含む）をいう。）に限るものとする。次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。ただし、手釣り・竿釣りの補助漁具として使用する玉網については制限しない。

漁具、漁法	規 模
手釣り 竿釣り (コロコロ釣を除く)	釣竿の使用は 1 本とする。 あゆ友釣りの仕掛けにおいて、掛け鉤は使用できる総鉤数を 4 本まで、逆針から下の掛け鉤仕掛けの全長は 15cm までとする。

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月11日以降で組合が公表する日から10月25日まで
やまめ	3月1日午前5時から9月9日まで
いわな	3月1日午前5時から9月9日まで
にじます	3月1日午前5時から9月9日まで
うぐい	3月1日午前5時から3月31日まで及び6月1日から10月25日まで
かじか	6月1日から10月25日まで
あじめどじょう	6月1日から10月25日まで
よしのぼり	6月1日から10月25日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する商店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
高原川東町発電所堰堤(浅井田ダム)上流端から上流100メートル、下流端から下流50メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで
蒲田川旧中尾橋上流端から上流100メートル、下流100メートルの区域	1月1日から12月31日まで
双六川双六川ダム上流端から上流全域	1月1日から12月31日まで
双六川支流の深洞谷全域	1月1日から12月31日まで
吉田川葛谷洞合流点より上流全域	1月1日から12月31日まで
蒲田川支流右俣谷全域	令和6年1月1日から令和8年12月31日まで
蒲田川支流左俣谷全域	令和9年1月1日から令和10年12月31日まで
蒲田川支流右俣谷全域	令和11年1月1日から令和13年12月31日まで
蒲田川支流左俣谷全域	令和14年1月1日から令和15年12月31日まで
高原川六郎取水堰下流端から下流30メートルの区域	1月1日から12月31日まで (うぐい、かじか、よしのぼり、あじめどじょうのみ)
高原川岩井戸取水堰堤下流端から下流50mの区域	1月1日から12月31日まで (かじか、よしのぼり、あじめどじょうのみ)
高原川高原ダム(葛山取水堰堤)下流端から下流50mの区域	1月1日から12月31日まで (かじか、よしのぼり、あじめどじょうのみ)

区 域	期 間
高原川今見取水堰堤下流端から下流50mの区域	1月1日から12月31日まで (かじか、よしのぼり、あじめどじょうのみ)
白水谷床固め工上流端から下流50mの区域	1月1日から12月31日まで (かじか、よしのぼり、あじめどじょうのみ)
高原川藤波橋上流端から下流西里橋下流端の区域	1月1日から12月31日まで (かじか、よしのぼり、あじめどじょうのみ)

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル
うぐい	10センチメートル
かじか	5センチメートル

2 魚類の卵は採取してはならない。

(尾数の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚 種	尾 数
いわな	20尾
やまめ	20尾

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁 具 漁 法	遊 漁 料		現場加算金
		1 日	年 間	
あゆ	竿 釣	円	円	円
	手 釣	3,500	25,000	3,500
雑魚	竿 釣	円	円	円
	手 釣	2,000	8,000	2,000

2 第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げる区分の者は次の表に掲げる減免遊漁料とする。ただし、中学生以下の若年者でない者が減免遊漁料の適用を受けようとするときは、これを証する手帳、書類等を提示し遊漁料減免申請書を提出しなければならない。減免は、組合事務所または組合が減免事務を委託した遊漁証取扱所に限り受けることができる。

区 分	減 免 遊 漁 料			
	あ ゆ		雑 魚	
	1 日	年 間	1 日	年 間
満年齢18歳以下	無料	無料	無料	無料
心身障がい者(身体障害者手帳3級以上、又は療育手帳所持者)	2,000円	10,000円	1,000円	5,000円
女性	2,000円	10,000円	1,000円	5,000円

3 遊漁料は、次に掲げる場所及び組合のウェブサイトで公表した場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣り（1日遊漁料）については当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所。ただし、日釣りの承認証についてはこれを記載しない。
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示し

なければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。